

# 広島県環境対応車導入促進助成金交付要綱

平成14年 5月27日制定

令和 8年 3月26日一部改正

公益社団法人 広島県トラック協会

## (目 的)

第1条 この要綱は、貨物自動車運送事業の用に供する環境対応車の導入を促進するための環境対応車導入に対する助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

## (定 義)

第2条 本要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 「環境対応車」とは、公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）が別に定める助成対象車両をいう。
- (2) 「事業者」とは、公益社団法人広島県トラック協会（以下「協会」という。）の会員であって、環境対応車を「リース」又は「購入(割賦購入を含む)」により導入し、かつ、使用するトラック運送事業者をいう。
- (3) 「リース事業者」とは、以下の条件を満たす者をいう。
  - ア 前号に定める「事業者」に貸与するために環境対応車を購入すること。
  - イ 月額リース料金への助成金相当額分の反映若しくは助成金全額の還付により、貸渡し先に対して確実に還元すること。

## (環境対応車導入に対する助成)

第3条 協会は、事業者から環境対応車導入助成の申請があった場合、予算の範囲内で助成することができる。

- 2 協会は、前項の申請に対して、全ト協の環境対応車導入促進助成金交付要綱(以下「全ト協要綱」という。)に定める助成の基準に適合するものに対し、この要綱に基づき助成する。

## (助成金の交付額)

第4条 前条第1項の助成金の交付額は、別表に定めるとおりとする。

## (車両の登録)

第5条 助成金の対象となる車両は、当該助成金の交付を申請する日の属する会計年度の3月4日までに登録を完了するものでなければならない。

- 2 前項の登録は新車新規登録でなければならない。

## (助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする事業者は、別に定める環境対応車導入促進助成

金交付申請書に見積書を添付して、令和9年1月29日までに協会へ提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 協会は、第6条の申請が適正であり、かつ全ト協が助成対象と認めたときは、助成金交付決定書（様式は別に定める）により事業者に対し通知する。

2 協会は前項の交付決定に際して、必要な条件を付することができる。

(導入報告及び助成金の請求)

第8条 事業者は、環境対応車導入事業が完了したときは、令和9年3月4日までに環境対応車導入報告書（様式は別に定める）を協会に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第9条 協会は、前項の環境対応車導入報告書の提出があったときは、速やかにその報告内容を審査するとともに、その報告に係る環境対応車導入事業の実施結果が助成金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、当該車両がリースによる導入の場合は事業者のリース契約先に対して、購入による導入の場合は事業者に対して、それぞれ助成金を交付する。

(申請の変更・取下げ)

第10条 交付決定後、申請内容を変更するときは、環境対応車導入促進助成金交付申請変更届出書（様式は別に定める）を協会に提出し、その指示を受けなければならない。

2 交付を辞退するとき、又は事業の遂行が困難となったときは、速やかに環境対応車導入促進助成金交付申請取下届出書（様式は別に定める）を協会に提出し、その指示を受けなければならない。

(交付決定の取消しと助成金の返還)

第11条 事業者は、関係法令に従い、善良な管理者の注意をもって、導入した車両を管理しなければならない。

2 事業者又は助成金の交付の対象となった車両が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、協会は当該車両に係る助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。但し、当該車両が初度登録から起算して、法定耐用年数を経過したとき以降に発生した場合及び、天災又は自己の責に帰さない事由による火災等により復旧が不可能であると判断した場合についてはこの限りではない。

(1) 助成金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件、その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したとき。

(2) 事故又は火災等により当該車両が使用できなくなったとき。

(3) 差し押さえ又は競売等により当該車両が使用できなくなったとき。

(4) 事業者が協会を脱会したとき。

3 前項の場合において、当該取り消し等に係る助成金が、既に事業者に交付されているときは、協会は事業者に対し期限を定めてその返還を求めることができる。

第11条の2 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他協会が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員事業者については、協会が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(財産処分の制限)

第12条 事業者は、交付対象となった車両が初度登録の日から起算して、法定耐用年数を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、売却、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。但し、あらかじめ協会の承認を受けた場合はこの限りではない。

(1) 小型 3年

(2) 中型・大型 4年

(報告)

第13条 協会は、事業者に対し助成に関して必要な報告を求めることができる。

(その他必要な事項)

第14条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、別にこれを定める。

(附則)

本要綱は平成14年6月1日より施行する。

令和8年3月26日 一部改正 (令和8年4月1日施行)